

令和5年10月31日

公益財団法人日本関税協会  
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部  
管理課長 山崎 昭太郎

環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品（オーストラリアを原産地とするもの）に係る  
セーフガードの発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

環太平洋包括的及び先進的協定（以下「CPTPP協定」という。）適用豚肉調製品（オーストラリアを原産地とするもの）については、令和5年4月1日から令和5年9月末日までの輸入数量が、CPTPP協定に定められた農産品セーフガード措置の輸入基準数量を超えたため、関税暫定措置法第7条の8第1項の規定により、本年11月1日から令和6年3月31日までの間、下記のとおり品目別セーフガードが発動されることとなりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

該当物品	統計品目番号	関税率の変更
CPTPP協定適用豚肉調製品（オーストラリアを原産地とするもの） 【分岐点価格以下】	0210.11-010	(発動前) (128.65-0.125×課税価格)/Kg ↓ (発動後) <u>(368.91-0.36×課税価格)/Kg</u>
	0210.12-010	
	0210.19-010	
	0210.99-011	
	1602.41-011	
	1602.42-011	
	1602.49-210	
CPTPP協定適用豚肉調製品（オーストラリアを原産地とするもの） 【分岐点価格超】	0210.11-020	(発動前) 1.8% ↓ <u>(発動後) 5.1%</u>
	0210.12-020	
	0210.19-020	
	0210.99-019	
	1602.41-019	
	1602.42-019	
	1602.49-220	

注1：分岐点価格＝897.59円/kg

**【CPTPP協定適用豚肉調製品（オーストラリアを原産地とするもの）に係る品目別セーフガードの概要】**

CPTPP協定適用豚肉調製品（オーストラリアを原産地とするもの）（参考1）の輸入数量が、関税暫定措置法第7条の8第1項に定められた輸入基準数量（参考2）を超えた場合、一定の水準まで関税率を引き上げる措置。

（参考1）に係る品目番号

0210.11-010、0210.11-020、0210.12-010、0210.12-020、0210.19-010、  
0210.19-020、0210.99-011、0210.99-019、1602.41-011、1602.41-019、  
1602.42-011、1602.42-019、1602.49-210、1602.49-220

（参考2）輸入基準数量

令和5年度における輸入基準数量：9トン  
令和5年4月～9月における輸入数量：10トン

**【NACCS用品目コードの使用】**

本年11月1日以降、CPTPP協定適用豚肉調製品（オーストラリアを原産地とするもの）の輸入申告等を行う場合には、NACCS用品目コードは「暫定法第7条の8発動時における発動対象国のもの」、原産地（申告）種別コードは「CPTPP税率差適用用国別コード（オーストラリア）」の「1D」を使用してください。

また、豚肉調製品セーフガード（オーストラリアを原産地とするもの）発動期間中に蔵入承認を受け、豚肉調製品セーフガード（オーストラリアを原産地とするもの）発動期間終了後にCPTPP協定税率を適用して蔵出輸入申告を行う貨物については、NACCS用品目コードは「その他のもの」、原産地（申告）種別コードはCPTPP協定の「TP」を使用して蔵入承認申請及び蔵出輸入申告の両手続を行っていただく必要があります。

詳細については、NACCS利用者向け掲示板をご参照ください。

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門 (06-6576-3313) までお問い合わせください。
--